

青森県報

第四千四百七十八号

平成三十年
七月二十日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……
- 選挙管理委員会

告 示

青森県告示第五百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者	名 称	障害福祉サービスを行う	指 定
所 在 地	主たる事務所の所在地	所 在 地	障害福祉サービスの種類	年月日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年七月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
すぎうらひろき後援会	山本 信悦	能登 勝彦	むつ市脇野沢本村一六〇	平成三〇・六・三
日土じゅん後援会	木下 千代治	氣仙 忠文	むつ市中央一丁目九の二〇	三〇・六・三〇
山崎ゆいこ三廐後援会	牧野 勇次	浜谷 寿一	東津軽郡外ヶ浜町字三廐中浜四〇	三〇・六・三

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に

一般社団法人 たかはる コミュニティ ベース ト	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字中村 井三の九	生活介護	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字中村 井三の九	平成 三〇・七・八
生活介護事業 所はれば				

より告示する。

平成三十年七月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名) 自由民主党青森県 理容支部 (中野渡 實)	異動事項	新	異 月 日 動
自由民主党青森県 建設業支部 (鹿内 雄二)	会計責任者	大橋 眞輔	平 成 三 〇 ・ 五 ・ 三
自由民主党青森県 八戸市支部 (吉田 博司)	代表者	向井 治好	平 成 三 〇 ・ 六 ・ 一
国民民主党青森県 第3総支部 (田名部 匡代)	主たる事務 所の所在地	浅利 次郎	平 成 三 〇 ・ 六 ・ 一
国民民主党青森県 第2総支部 (田中 満)	主たる事務 所の所在地	吉田 博司	平 成 三 〇 ・ 六 ・ 一
国民民主党青森県 第2総支部 (田中 満)	主たる事務 所の所在地	田中 満	平 成 三 〇 ・ 六 ・ 一
国民民主党青森県 第2総支部 (田中 満)	主たる事務 所の所在地	今 昭美	平 成 三 〇 ・ 六 ・ 一
国民民主党青森県 第2総支部 (田中 満)	主たる事務 所の所在地	鶴賀谷 貴	平 成 三 〇 ・ 六 ・ 一

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名) 青森県商工政治連 盟 (米内山 正義)	異動事項	新	異 月 日 動
主たる事務 所の所在地	青森市中央二丁 目六の六	大嶋 和行	平 成 三 〇 ・ 六 ・ 一
代表者	米内山 正義	竹林 秋雄	平 成 三 〇 ・ 六 ・ 一
会計責任者	小山田 康雄	中嶋 和行	平 成 三 〇 ・ 六 ・ 一

日本原燃労働組合 政治連盟 (小坂 一志)	代表者	小坂 一志	織笠 諭	三〇・六・三
-----------------------------	-----	-------	------	--------

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成三十年七月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
遠藤 順子	六ヶ所村長	遠藤順子後援会	青森市浪岡福田二丁目一三の八	平 成 三 〇 ・ 五 ・ 七

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭